

IV. 訪問購入における「交換」について

1. 現状

2. 対応の検討

【検討の背景】

平成24年の特商法改正においては、新たな規制対象として、訪問購入が新設された。

施行から2年以上が経過し、悪質な事業者が「売買」ではなく「交換」であると主張して、法の潜脱を図ろうとする事例が出ているが、このような事例への対応についてどのように考えるか。

（参考）特商法の訪問購入における規律の概要

1. 訪問購入の定義

物品の購入を業として営む者が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入

※ 売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品、特商法の訪問購入に関する規定を適用した場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品は政令指定により適用除外。具体的には、「自動車（二輪のものを除く。）」、「家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く。）」、「家具」、「書籍」、「有価証券」、「レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、映像又はプログラムを記録した物」、を指定。

2. 規律の内容

【行為規制】

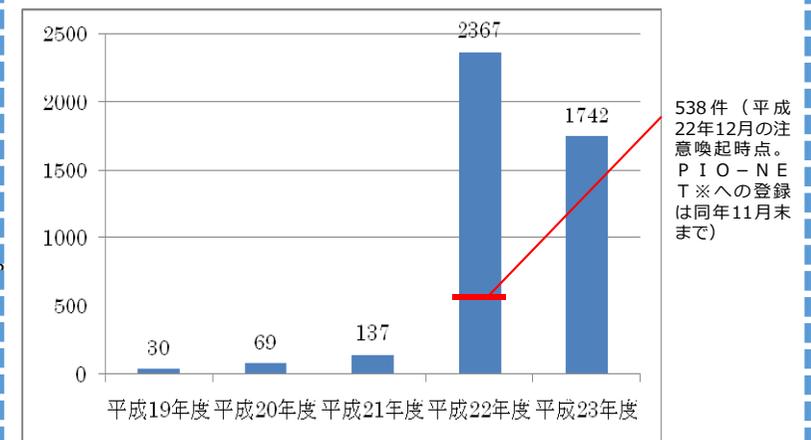
- ・ 氏名等の明示の義務付け（第58条の5）
 - ・ 不招請勧誘の禁止、勧誘応諾意思の確認義務、再勧誘の禁止（第58条の6）
 - ・ 書面交付の義務付け（第58条の7、第58条の8）★
 - ・ 物品の引渡しの拒絶に関する告知（第58条の9）
 - ・ 禁止行為（不実告知、重要事項不告知、威迫困惑）（第58条の10）★
 - ・ 第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知（第58条の11）
 - ・ 引渡しを受ける第三者への通知（第58条の11の2）
- ※ 違反に対しては、指示（第58条の12）、業務停止（第58条の13）が可能。
- ★には直罰あり。

【民事効】

- ・ クーリング・オフ（書面交付後8日間。善意無過失の第三者は対抗可能だが立証責任あり）（第58条の14）
- ・ 引渡しの期日の定めがあっても、クーリング・オフ期間内であれば物品の引渡しの拒絶が可能（第58条の15）
- ・ 損害賠償等の額の制限（第58条の16）

立法時の相談件数の推移

貴金属等の訪問買取りに関する年度別相談件数



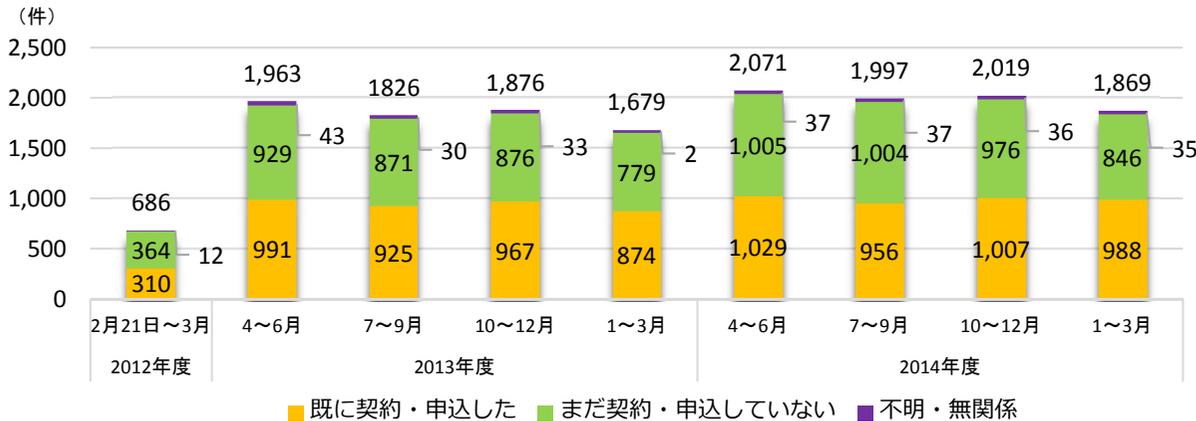
※平成23年度分は、平成23年9月20日の登録分まで。

貴金属等の訪問買取りに関する研究会中間取りまとめ（平成23年12月）

IV-1. 現状

(参考) 訪問購入に関する消費者トラブルについて (その1)

訪問購入における苦情相談件数の推移 (及び相談内容内訳)

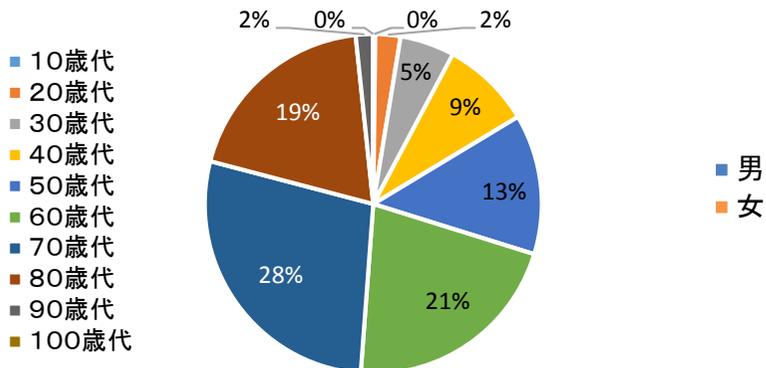


左記のうち、上位5位までの商品・役務等別苦情相談件数

	2012年度	2013年度	2014年度
アクセサリ(全般)	109	商品一般 1,039	商品一般 1,123
商品一般	92	アクセサリ(全般) 730	アクセサリ(全般) 652
四輪自動車	58	被服品一般 515	被服品一般 606
指輪	55	四輪自動車 503	着物類 593
被服品一般	45	着物類 502	指輪 469

※「アクセサリ(全般)」は、アクセサリの相談であることは明確であるが、どのようなアクセサリか特定できない場合等に付与される。
 ※「商品一般」とは、商品の相談であることが明確であるが、分類を特定できない場合等に付与される。
 ※四輪自動車は、特定商取引法の訪問購入における適用除外

訪問購入における契約者年代の割合 (2012年～2014年度) 訪問購入における契約者性別の割合 (2012年～2014年度)



※無回答(未入力)は除く。

※団体等, 不明, 無回答(未入力)は除く。

注1: 2013年2月21日以降の相談受付, 2015年5月31日までにPIO-NETに登録された苦情相談件数(訪問購入に係る特商法改正の施行が2013年2月21日であり, PIO-NETの「訪問購入」も同日に新設。)

注2: 特定商取引法の訪問購入における適用除外物品に関する相談も含まれる。

【訪問購入に関する執行件数】

年度	2013	2014
執行件数	0	3

※ いずれも国の処分。うち2件は指示, 1件は業務停止命令。

【執行事例の具体的な内容】

- ・氏名等不明示、不招請勧誘、書面記載不備、物品の引渡し拒絶に関する告知義務違反及び迷惑勧誘を行っていた事業者に指示処分(2015年/国)
- ・氏名等不明示及び不招請勧誘を行っていた事業者に指示処分(2014年/国)
- ・氏名等不明示、不招請勧誘、勧誘を受ける意思の確認義務違反、物品の引渡し拒絶に関する告知義務違反及び迷惑勧誘を行っていた事業者に業務停止命令(2014年/国)

(参考) 訪問購入に関する消費者トラブルについて (その2)

訪問購入における「交換」に関する具体的な相談事例

【事例1】

「不要の鞆はありませんか」と男性が訪問して来た。商品券と交換になると説明を受けたが、不要の鞆なのでたとえいくらになってもいいと思いき出した。すると「鞆は300円程度である。アクセサリはないか。どんなアクセサリでもいい」などと聞いてきた。アクセサリなど70点位を持って出ると、目のまえで秤に乗せて、「通常より2万円多めに金額を付けた」と言った。そして、「買取査定申込受付書」と135,000円分の商品券を受け取り、保険証を返された。渡した商品の購入価格は合計すると200万円以上になる。後悔したので、解約の電話をすると「解約できない。返金しない」と言われた。そのため、警察に相談に行き、警察からも業者に電話を入れてもらったが、同じ返事であった。警察から消費生活センターに相談に行くように言われた。返品希望。(2013年/60歳代)

【事例2】

「貴金属はありませんか」と電話があり、訪問を了承するとその日のうちに業者が自宅に来た。貴金属が入っている金庫のカギを開けられ、指輪などの貴金属と万年筆等を引き取られ、何か書類にサインするよう言われ、プラチナの指輪を渡された。買い取り額は提示されないまま商品を持っていかれた。お金はもらっていないので、後でもらえると思っていた。最後に明細書と書かれた書面を渡されたが、書いてある意味もよく分からず、クーリングオフについての説明もされていない。自分が渡した商品の明細を要求したら、下取り・交換・販売と書かれた明細書や白紙の領収書、クーリングオフについてのコピーが届いた。不審な契約なので解約したい。(2014年/70歳代)

【論点】

①現在の被害実態等を踏まえ、訪問購入に関する規制の対象を「交換」にまで広げる必要性をどのように考えるか。

※ 例えば、現行の規定を前提に、一度売買が成立したとした上で、支払手段の選択の問題として処理することが可能な事例や代物弁済の成立を認めることが可能な事例も存在すると考えられるところ、新たに「交換」という概念を導入する必要性をどのように考えるか。

※ 例えば、事業者が「交換」と主張することで訪問購入における行為規制の潜脱を図るような場合をどのように考えるか。

②仮に「交換」まで対象とした場合に、本来、特商法で規制する必要の低い取引に対して悪影響を与える可能性は考えられるか。また、それについて、現行の適用除外規定等に対応することは可能か。

※ 先述のとおり、現行の特商法では、売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品、特商法の訪問購入に関する規定を適用した場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品を政令指定により適用除外としている。

（参考）民法の関連規定

（売買）

第五百五十五条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

第五百八十六条 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。

2 当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。

（代物弁済）

第四百八十二条 債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

IV-2. 検討

(参考) 古物営業法 (昭和24年法律第108号)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。

- 一 古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの
- 二 古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場をいう。以下同じ。）を經營する営業
- 三 古物の売買をしようとする者のあつせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。）により行う営業（前号に掲げるものを除く。以下「古物競りあつせん業」という。）

3～5 (略)